

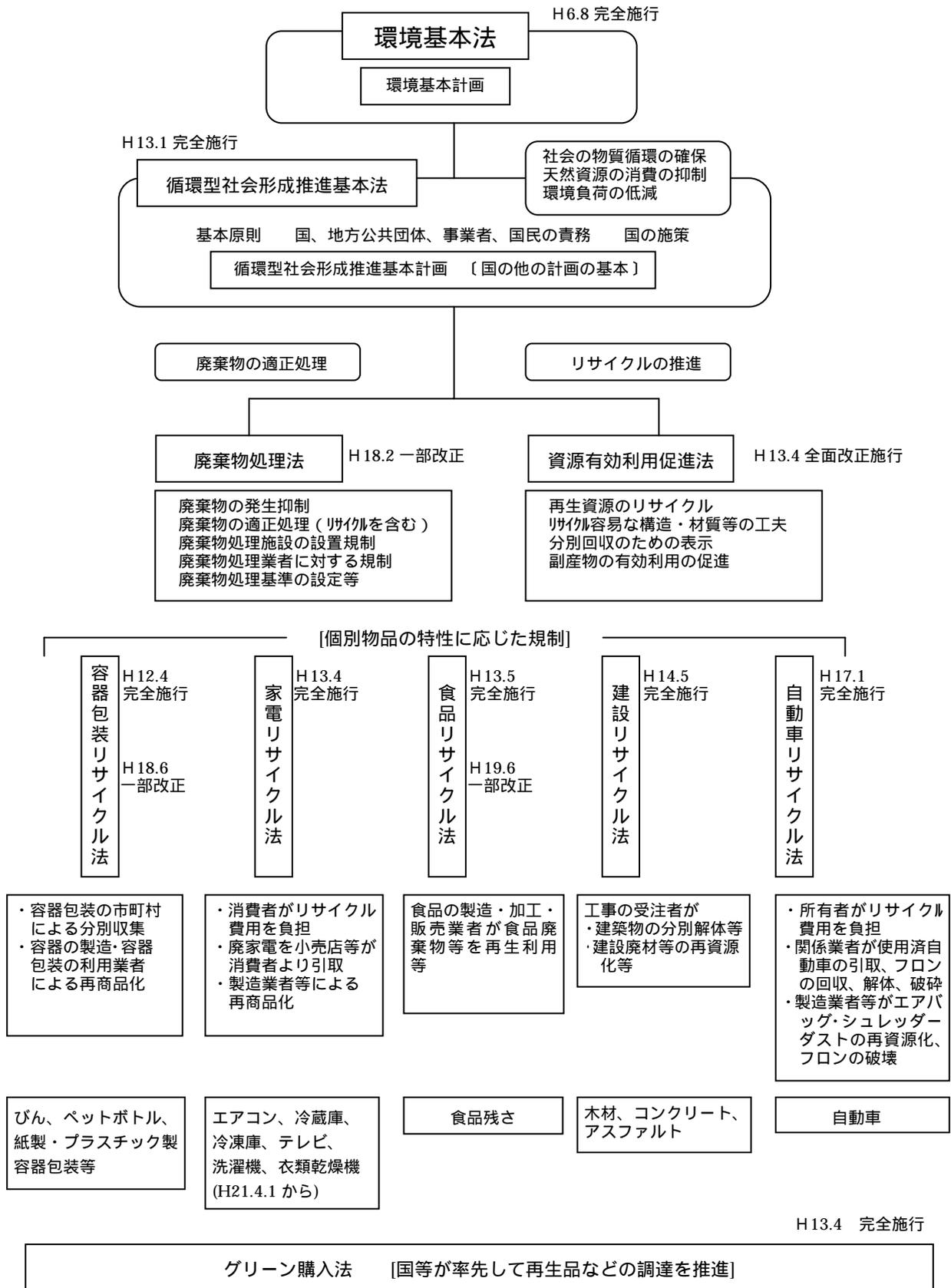
清掃・リサイクル関係資料

清掃事業における役割分担

特別区		東京都
各特別区	東京二十三区 清掃一部事務組合	
一般廃棄物処理計画の策定	清掃工場等の整備・管理・運営	循環型社会づくりの推進
ごみ、し尿の収集・運搬・中継作業	不燃ごみ・粗大ごみ処理施設の整備・管理・運営	区市町村の廃棄物処理に関する財政的・技術的支援
ごみの再利用、資源化の推進	し尿投入施設の整備・管理・運営	最終処分場の設置・管理・運営
分別収集計画の策定	(上記3点には下記を含む)	産業廃棄物に関する事務
容器包装廃棄物の分別収集の実施	・施設整備計画の策定	一般廃棄物処理施設の届出受理および許可・指導
大規模排出事業者等に対する排出指導	・建設、建替、プラント更新、設備の改造	
一般廃棄物処理業の許可および指導	・焼却灰、スラグ等の輸送	
動物死体の処理(飼主等からの依頼分)	・清掃工場運営協議会の運営	
浄化槽の設置・廃止の届出および指導	・発電、余熱利用	
浄化槽清掃業の許可および指導	搬入調整	
	あわせ産廃の処理	
など	など	など

東京二十三区清掃協議会
<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物の収集および運搬に係る請負契約の締結に関する事務(管理執行事務) ○各区等のごみ処理等の事務の管理および執行に関して連絡調整事務
など

廃棄物・リサイクル対策関連の法体系



* 資源有効利用促進法に基づき、平成 13 年 4 月から事業系パソコンの回収・リサイクルが実施され、平成 15 年 10 月からは、家庭系パソコンについても回収・リサイクルが実施されました。

『平成 21 年度版環境・循環型社会・生物多様性白書』環境省編を基に一部修正

資源有効利用促進法に基づいて表示されるマーク

「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」に基づいて表示される、分別回収を促進するためのマークです。この法律で指定表示製品*に指定されているものについては、消費者が容易に分別できるよう、材質や成分その他分別回収に必要な事項を、マーク等の決められた様式で表示することが義務付けられています。

注：個々の物品・サービスの環境負荷情報を表すマークではありません。

*指定表示製品：分別回収をするための表示をすることが当該再生資源の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令で定める製品のこと。アルミ缶、スチール缶、ペットボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、小形二次電池、塩化ビニル製建設資材がこれに指定されています。

アルミ缶	スチール缶	ペットボトル	紙製容器包装	プラスチック製容器包装
				
小形二次電池				塩化ビニル製建設資材
ニカド電池	ニッケル水素電池	リチウムイオン電池	小形シール鉛蓄電池	
Ni-Cd	Ni-MH	Li-ion	Pb	∞PVC
記号  があわせて表示される場合もあります				

清掃・リサイクルの項における参考文献・資料

- ・東京都一般廃棄物処理基本計画東京スリムプラン 21 東京都編
- ・東京の資源循環 2009 東京都編
- ・東京二十三区清掃一部事務組合編 「事業概要(平成 21 年度版)」
- ・環境省ホームページ
- ・経済産業省ホームページ
- ・東京都ホームページ
- ・東京二十三区清掃一部事務組合ホームページ